

# DV 配偶者等からの暴力 防止啓発ニュース Vol. 3

京都府 平成21年3月発行

## 暴力を許さない社会の実現を目指して!!

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、DV）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。京都府では平成18年3月に策定した「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（京都府DV基本計画）」を改定し、DVを容認しない社会のさらなる実現を目指し、DVの防止及び被害者の保護・自立支援を総合的に推進することとしています。

計画の改定にあたっては、府におけるDVの実態を把握するとともに、専門家だけでなく、被害当事者や支援機関の皆さん、またパブリック・コメントを通して多くの府民の皆さんからいただいたご意見や、DV防止法の改正内容を踏まえ、さらに被害者の立場に立った計画としています。

### ▶改定のポイント

- ・市町村基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター業務の実施の努力義務化等に関して、市町村のDV対策に積極的に働きかけ、支援します。
- ・高校、大学等の若年層に対するデートDV防止の啓発を進めます。
- ・家庭支援総合センター（仮称）を整備し、DVや児童虐待など家庭問題を総合的に相談・支援できる体制を作ります。

基本目標Ⅰ  
DV被害に気づく環境づくり

基本目標Ⅱ  
暴力を許さない環境づくり

基本目標Ⅲ  
総合的な相談・保護体制の充実

基本目標Ⅳ  
自立のための継続的支援体制の確立  
及び関係機関の連携強化

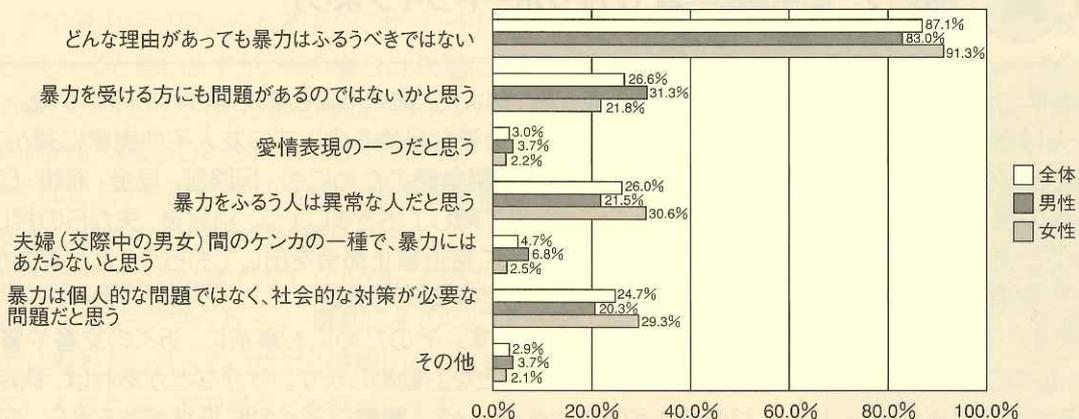
策定の視点

- ・暴力を許さない社会の実現
- ・被害者の状況に応じた継続的な支援の実施
- ・地域の実情・課題に応じた支援体制の確立
- ・関係機関等との連携協力体制の推進

基本目標Ⅴ  
被害者の状況に応じた  
支援体制の推進

女性の91.3%、男性の83.0%が「どんな理由があっても暴力はふるうべきではないと思う」と回答

配偶者等からの暴力に関する認識（複数回答）



「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定に先立ち平成20年7月、府内在住の15歳以上の男女1,650人を対象に「配偶者等からの暴力に関する調査」を実施しました。

計画・調査結果の詳細についてはKYOのあけぼのホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。  
（アドレス <http://www.pref.kyoto.jp/josei/index.html>）

「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間(11/12~25)」を中心に府内4市町(宇治田原町、与謝野町、亀岡市、京丹波町)との共催で「DVを考えるつどい」を開催しました。

## 「あなたが加害者?!にならないために ~ドメスティック・バイオレンスの二次加害について考える~」

講師：井上摩耶子氏(ウイメンズカウンセリング京都代表)



二次被害とは、DV被害者と接する人の不適切な言動等により、被害者をさらに傷つけることです。フェミニストカウンセラーとしてDVや性犯罪の被害者支援に携わる井上氏に、加害者にならないために知っておくべきことを具体的な例を挙げてお話ししていただきました。

被害者から相談を受けたとき、こんなことを言ったりしたりしていませんか。

### ●二次加害の例

- ・「単なる夫婦げんか」「愛情表現のひとつ」
- ・「DVを受けている人なんてそんなにいないのでは?」
- ・「そんなに嫌ならなぜもっと早く逃げなかったの?」
- ・「いつまでもグズグズ言っていないで働いたら?」
- ・「いやなことは早く忘れて、もっと前向きに!」
- ・「あんなにいい人が妻に暴力をふるうはずがない」
- ・「別れるなんて言わずに子どものために我慢すべき」
- ・「あなたが殴られるようなことをするからよ」
- ・DV被害に遭うのは被害者の「自己責任」、自分はそんなことにはならないという考え方や態度

### ●だれもが二次加害をしてしまう可能性が…

家族や親戚  
友人や知人  
DV被害者に関わる関係諸機関  
裁判の場などで

あなたが何気なく言った言葉で被害者をさらに追いつめているかもしれません。二次加害を防ぐため、DVの実態や被害者の置かれている状況などを理解することが必要です。

## DVの実態・被害者の状況

- ・DVとは「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」(内閣府男女共同参画局)
- ・女性の約4人に1人が身体的暴力を受けている。(2006年内閣府調査)(京都府調査では23.7%)
- ・DV被害者は無力感や心理的監禁状態により自己決定が不可能な状態にあることなどから逃げられない。
- ・DV被害者の心身に与える影響は深刻で、心理的後遺症(PTSD、うつなど)の回復には時間がかかる。
- ・DV加害者の特徴として、外面は良いが家では暴力を振るうという人が多い。
- ・DVの目撃は児童虐待。(児童虐待防止法)
- ・家庭や職場など社会における男女の固定的な役割分担、経済力の格差など我が国の男女が置かれている状況等に根ざした構造的問題が背景にある。

## よくある質問と回答 (DVサポートラインより)

**Q** 結婚して5年。3才の子供がいます。夫は家でお酒を飲んで暴れることが多く、物を壊します。私への暴言や暴力も頻繁になっています。私は子供をつれて実家に逃げようと考えています。でも、夫が押しかけたり、しつこく嫌がらせをしたりするかもしれません。どうすればいいでしょうか。

**A** DV被害にあつて、今は夫と離れることを決意されたのですね。家を出る準備として、必要な品物を少しずつ友人宅や実家に運んでおいたという被害者の方もいます。緊急時のためにも、保険証・現金・通帳・印鑑など大事なものをひとつにまとめて隠しておきましょう。別居後、夫からの押しかけなどがあつた場合には、裁判所に接近禁止命令を出してもらうことが有効かもしれません。本人だけでなく子どもや実家にも接近することが禁止され、守られない場合は懲役か罰金が課せられます。そのためにも事前に、近くの交番や警察署の生活安全課に相談しておくことをお勧めします。けがなどがあれば、病院で治療を受け診断書を取っておきましょう。警察に行くのに抵抗があるなら、配偶者暴力相談支援センターでの相談や、別居後ただちに弁護士に調停を頼んで、その時に一緒に接近禁止命令の手続きをするという方法もあります。DVでは、家を出ようとするときが最も危険と言われています。自分と子どもの安全を守り、いつどのように出るかについて計画を練っておくのも役立つと思います。

## 「あなたの大事な人がDV被害者だったら ～わたしにできることできないこと～」



講師：栗岡多恵子氏（Brisiaブリーザ主催、リラクゼーションボディワーカー）

栗岡氏は、現在、DV被害から回復して元気になりたいと思っている方々とともにPTSD（心的外傷後ストレス症候群）などのDV被害からくる症状を緩和できたらと、心や体をほぐす仕事をされています。DVについて少しでも多くの人にわかってもらいたいという思いから、自らの体験を交え、被害者の状況等について語っていただきました。

### ●DVの特徴

- 力のある方からない方へと向かう。男女のバランスはもともと傾いている。女は強くなったと言われるが、同じことをしても男は強くなったとは言われない。
- 暴力を振るうのは病気ではない。病気なら制御できないはずだが、上司にいくら腹が立っても殴らない。暴力をふるう人は相手を選んでいる。自分より下だと決めた人には暴力をふるう。

### ●被害者の状況について

- PTSDなどの心の傷は時間の経過により回復するものではない。暴力にさらされると、自尊感情、価値基準が根底から崩される。自分自身を取り戻すのは自分だけでは困難。見た目は元気でも後遺症がけっこう長引く。
- マインドコントロールされ、殴られても「おまえが悪い」と言われたら自分が悪いと思いついでしまう。
- 加害者のところから逃げることは、今まで積み上げてきた人間関係、地域、持ち物などをすべて失うことや経済的な不安を伴う。それでも逃げないといけなような極限の状態におかれている。

あなたの身近にDV（ドメスティック・バイオレンス）が起こっているなら

- ・まず話を聴いてあげてください。
- ・「あなたが悪いのではない」と声をかけてあげてください。
- ・相談場所を紹介してあげてください。

「やっとの思いで逃げてきて、初めて安心して話そうと思われたかもしれない。温かく迎えて、批判せず聞いてあげてほしい。当事者が何を望んでいるのか、一緒に考えてほしい。別れることを望んでいないかもしれない。何度も家に戻られるかもしれない。でも当事者本人の自己決定を大切に、本人の力を信じて行動すること。自分が選んだのなら納得がいくが、人に言われて逃げたのでは頑張れないかもしれない。想像力を働かせて被害者の置かれている状況などを理解してほしい。」

## 京都府ではDV被害女性のグループワークを開催しています。

グループはDV被害女性が安心して自分の体験を話せる場です。カウンセラーがグループワーカー（推進役）として参加し、参加者の絆が深められるようにサポートします。なかには、人前で、自分のことを話すのは難しいと感じる方もいらっしゃると思いますが、その場合は無理にお話ししていただく必要はありません。グループのメンバーとして「その場にいる」だけでも、他のグループメンバーの力となります。グループでは、そのように「自分の存在自体が他者の助けになる」ことを大切にしています。

このグループは、DV被害女性が、自分と他者を尊重しながら、DV被害により損なわれた自己尊重感を回復していくための安全な場です。秘密は固く守られます。

毎回、「DVとはどのような暴力か」「DVのこころとからだへの影響」「DVが子ども／家族に与える影響」などのテーマがあり、グループワーカーが、最初にその回のテーマについて話をします。その後、参加者の方々に、ご自身のペースで体験を語り合ってください時間になります。自分の体験を、他の参加者と分かち合うことは、DV被害女性が感じている孤立感、不安感などを軽減します。

平成20年度は、毎週1回2時間で3回を1クールとし、1クールめは平日の昼間、2クールめは平日の夜に実施しました。平成21年度は9月から開催する予定です。お問い合わせは京都府男女共同参画課（裏面）または京都府男女共同参画センター（075-692-3433）まで

## 嫉妬や束縛は愛されている証拠?? ひとりで悩まず相談してください。

交際相手の言いなりになることを「愛情」と誤解していませんか。

交際中のカップル間の暴力＝「デートDV」は結婚しているカップルと違い、別れればいいと思う人もいますが、その構造は配偶者間のDVと同じです。相手の支配とコントロールにより別れられなかったり、自分が悪いと思ってしまったり、嫉妬や束縛を愛情と取り違えてDVだと気づかず交際を続けたりしている場合もあります。

以下のようなことがあなたのまわりにありませんか。

- ★ 「バカ」「アホ」などと言葉でいやな思いをさせられる。
- ★ 自分を最優先にしないとふてくされたり、怒ったりする。
- ★ 怒りの原因を常に「あなたのせい」という。
- ★ 怒ったときに物にあたるなどする。
- ★ 相手がどこで誰と話したり会ったりしているか常にチェックする。
- ★ 携帯をチェックして、異性のメールやアドレスを消せと命令したり消したりする。
- ★ 異性の友達と話すのを禁止する。
- ★ お金を貢がせる
- ★ いつも相手の機嫌が気になり、緊張している。

上の項目に当てはまるものがある場合はデートDVの可能性がります。いやだと思っても「自分が悪いから」とか「それだけ愛されているから」と思っていないですか。ほんとうにそうでしょうか。あなたのことを本当に大切に思っている人はあなたを侮辱しません。好きな人から傷つけられることはつらいことです。ひとりで悩まないで相談してください。

### 京都府の主な相談機関（その他各市町村、民間にもあります）

京都府配偶者暴力相談支援センター	TEL 075-441-7590	毎日9:00～20:00
京都府警察 総合相談室	TEL 075-414-0110	土日祝除く平日9:00～17:45
京都府男女共同参画センター (DVサポートライン)	TEL 075-692-3228	月・火・木・金・土曜日及び第2水曜日 10:00～12:00／13:00～17:00
緊急時・危険を感じたら迷わず 110番		

だれもが被害者にも加害者にもならないために、若い頃からのDV防止教育が重要視されています。京都府では平成20年度、府内3つの高校でデートDVの防止に向けて研修を実施しました。平成21年度も実施の予定です。

### 企画・編集・発行 京都府府民生活部男女共同参画課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入  
TEL: 075-414-4292 FAX: 075-414-4293  
E-mail: danjokyodo@pref.kyoto.lg.jp